

本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら（妊婦・子供1名、その他2名）が、避難費用、生活費増加費用、就労不能損害及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	1	避難費用	
		移動費用	33万3895円
		引越費用	8万8000円
	2	生活費増加	22万4800円
	3	就労不能損害	
		申立人X2にかかる損害	37万5000円
	4	精神的損害	28万0000円
期間	1	について	
	自	平成23年3月11日	至 平成24年5月12日
	1	ないし4について	
	自	平成23年3月11日	至 平成23年12月31日

2 和解金額

被申立人は申立人らに対し、前項所定の損害項目及び期間についての和解金として、金130万1695円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として金76万円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項1ないし3記載の損害項目（ただし、同項所定の期間に限り、遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、申立人らと被申立人との間には、何ら債権債務のないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、各々署名(記名)押印のうえ、各自1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月6日

(仲介委員 丸山裕司)